

実施方針等に関する質問に対する回答

No	書類名	頁	項目名	質問内容	回答
1	実施方針	1	事業方式	WTO政府調達協定の対象とのことで、事業者グループ組成において構成企業内に奈良県内の企業を含める条件は特設設けられない認識でお間違いないでしょうか？また、評価基準上も加点(または減点)対象とならない理解で相違ないでしょうか？ 加点(または減点)対象となる場合、公告時の条件発表では、調整が間に合わない可能性があるため、事前に開示願います。	ご認識の通りです。
2	実施方針	4	競輪場再整備業務	【書類記載文章】 ネーミングライツの提案があった場合、提案審査にあたっては、整備費からネーミングライツの総額を減じた額を競輪場再整備業務に係る費用として評価する。 ----- 整備費(設計施工請負契約)とネーミングライツの関係性について、整備費審査上は、2つの事業により評価するが、契約および精算等はそれぞれ別途の理解で相違はないでしょうか？	ご認識の通りです。 なお、ネーミングライツに係る契約に関しては、必要に応じ、募集要項等の公表時に示す契約書(案)の契約内容変更又は個別契約の締結等を想定しています。
3	実施方針	4	競輪場再整備業務	【書類記載文章】 ネーミングライツの提案があった場合、提案審査にあたっては、整備費からネーミングライツの総額を減じた額を競輪場再整備業務に係る費用として評価する。 ----- 仮の設定として、整備費を115億円、ネーミングライツを10億円で提案し、整備費および審査上の評価額を支払限度額におさめるといった方法は可能でしょうか？	可能ではありません。 整備費は、10,518,174千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)でご提案ください。 ネーミングライツの提案有無及び提案価格については事業者の任意としています。
4	実施方針	4	競輪場再整備業務	整備費に係る県予算額 ・設計労務単価と各種積算基準書の適用年度をご教示ください。 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置の適用の通り、新労務単価適用前の労務単価で予定価格を積算している場合、新労務単価及び新材料単価に基づく請負代金の変更に係る協議を請求できると考えてよろしいでしょうか。	施設整備費は、過去の類似事例等を参考とし物価変動率を乗じる形で算出しており、設計労務単価、各種積算基準書の適用は行っておらず、本事業の優先交渉権者が決定する令和8年8月時点の実勢価格を想定して算出しています。したがって、公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置の適用は行いません。 ただし、物価変動による支払金額の見直しについては、優先交渉権者決定日を起算日として、建設物価調査会の示す物価指数の適用を基本とし、県が必要と認める場合はその他の物価指数の適用について協議を行うことを想定しています。
5	実施方針	4	ネーミングライツ	提案対象者は事業者(事業グループ)のみになりますでしょうか？構成企業1社単独での提案・契約は不可となりますでしょうか？	構成企業1者単独でのネーミングライツにおける提案・契約は可能です。
6	実施方針	5	付帯事業	行政協議等で付帯事業の用途を確認して提案書することは、期間が短く困難と考えます。建設可能と想定した施設を提案することによろしいでしょうか。	設計、機能及び規模等の提案については、法令・実績・他事例等を踏まえ、実現可能性を十分に検討した上で行ってください。一方で、提案にあたり、行政及び関係者との協議を提案根拠として求めるものではありませんが、提案審査時等において、必要に応じて実現可能性の根拠等を確認する場合があります。なお、左記については、必要に応じて提案前に行政及び関係者との協議を行うことは妨げるものではありません。
7	実施方針	5	付帯事業	業務受嘱後、行政との詳細協議を行った結果、提案した付帯施設の建設が不可と判断された場合、付帯施設の用途等を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	行政との協議により提案の実施が不可と判断されないよう、法令・実績・他事例等を踏まえ、実現可能性を十分に検討した上で行ってください。
8	実施方針	5	収益保証	【書類記載文章】 競輪場運営事業者は、毎年度3億円以上の収益を県に対して保証するものとし、各年度の収支が3億円に満たない場合は、その不足額を補填することとする。 ----- 整備期間中に関しても、収益保証額は同条件となりますでしょうか？ (評価基準上と合わせてご教示願います)	収益保証額については、整備期間中となる令和9～11年度は毎年度3億円、整備期間後となる令和12～16年度は毎年度における事業者提案額(3億円以上)とします。 収益保証の評価にあたっては、整備期間後の事業者提案額のみが対象となります。 なお、実施方針における表現が不明確な箇所があったため、募集要項において修正する予定です。
9	実施方針	5	収益保証	収益保証の項目において、「毎年度3億円以上の収益を県に対して保証するものとし、各年度の収支が3億円に満たない場合は、その不足額を補填することとする」と記載されています。 一方、事業スケジュールによれば、令和9年度は上期中のみ本場開催が可能であり、令和9年10月から令和12年4月にかけては、奈良競輪場での本場開催が困難となり、場外発売のみの期間が生じるものと想定されます。 このように奈良競輪場での本場開催が実施できない令和9年度から令和11年度においても、毎年度3億円の最低収益保証が求められるのか、ご教示ください。	収益保証額については、整備期間中となる令和9～11年度は毎年度3億円、整備期間後となる令和12～16年度は毎年度における事業者提案額(3億円以上)とします。 収益保証の評価にあたっては、整備期間後の事業者提案額のみが対象となります。 なお、実施方針における表現が不明確な箇所があったため、募集要項において修正する予定です。 ※整備期間中においては、場外発売以外に他場借上開催での収入等が発生します。
10	実施方針	9	募集及び選定に係るスケジュール	令和8年4月上旬予定の「事業者募集の公告(募集要項等の公表)」以降のスケジュールについても、「●月●日頃」との表現で、概ねの日にちを開示いただけないでしょうか。 また、別途提出する「意見書」において、公募スケジュール期間を延長していただくことを要望しておりますが、仮に6月中旬に予定されている「企画提案関係書類の受付締切」の時期を遅らせていただいた場合には、その時期に合わせて事前に提出する「参加資格審査申請関係書類の受付締切」もスライドした時期設定に変更願えませんでしょうか。	事業者募集の公告の詳細日程はお示しできません。関係手続きを経た上で、速やかに公表できるよう準備を進めていきたいと考えております。 事業者様のご意向や事業を取り巻く状況を勘案した結果、6月中旬を予定していた企画提案関係書類の受付締切を、7月上旬から中旬に順延する方向で検討を進めております。なお、参加資格審査申請関係書類の受付締切の変更については、慎重に検討させていただきます。
11	実施方針	11	事業者募集の公告(募集要項等の公表)	【書類記載文章】 県は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、事業者募集の公告に併せて、募集要項、企画提案評価基準、要求水準書、基本契約書(案)等を県ホームページにて公表する。 ----- 公告以前に企画提案書評価基準(配点表等)を開示頂けますでしょうか？	評価基準に関する現時点の検討状況として、評価基準(案)概要を公表済みです。県HPにてご確認ください。
12	実施方針	18	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務にあたる者	「営業種目「Q 役務の提供」に登録」とありますが、「競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)」にあります「2 希望する営業種目」は、大分類および中分類として「Q-7」ということによろしいでしょうか？	大分類が「Q役務の提供」に該当していれば、中分類以降の分類は問いません。

13	実施方針	18	参加事業者グループの変更	「参加事業者グループの構成企業の変更は原則として認めない」とありますが、仮に、検討期間中に「入札参加停止の措置」を受けた企業が含まれていた場合は、当該企業を別の構成企業もしくは新たな企業に変更することが認められるでしょうか。	代表企業以外の構成企業が倒産手続開始や入札参加停止等により参加資格を失った場合等は、所定の期間内に県と協議の上、参加資格の確認又は提案内容の継続性が確保された場合に限り、例外的に構成企業の変更を認めることを予定しています。詳細は、募集要項をご確認ください。
14	実施方針	21	立地条件	解体を含む正確な整備範囲が示された資料及びcadデータをご教示頂けないでしょうか。	整備範囲は別添資料を参照してください。CADデータの提供は出来ません。
15	実施方針	27	別記 予想されるリスクと責任分担表(案)	物価等の変動に基づく建設工事費の改定についてですが、単品スライドやインフレスライドの変更についても「予想されるリスクと責任分担表(案)」に記載されている共通事項の物価変動リスク(インフレ、デフレによる費用の増減)に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	費用増減が変更対象です。
16	実施方針	27	別記 予想されるリスクと責任分担表(案)	奈良県様からご提示いただいた既存図に記載がないものに関して、契約後にその内容が整備工事に影響するものについては、別途協議いただけるものと考えてよろしいですか。	ご認識の通りです。
17	実施方針	29	別記 予想されるリスクと責任分担表(案)	「一定の物価変動が生じた場合に県の支払金額の見直しを行う予定である。」とありますが、「一定」の基準をご教示願います。	物価変動による競輪場再整備業務にかかる支払金額の見直しについては、優先交渉権者決定日を起算日として、建設物価調査会の示す物価指数の適用を基本とし、県が必要と認める場合はその他の物価指数の適用について協議を行うことを想定しています。
18	要求水準書(案)	2	配置計画及びゾーニング	本事業の整備範囲が主に南側敷地の範囲とありますが、正確な整備範囲をご教示頂けないでしょうか。	整備範囲は別添資料を参照してください。
19	要求水準書(案)	6	参考とする 適用要綱・各種基準等(各最新版)	参考とする 適用要綱・各種基準等(各最新版)に「建築構造設計基準および建築構造設計基準の資料」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」がありますが、あくまでも参考基準であり、要求水準書P32に記載の耐震性能(「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき設計するものとし、各新築建物の耐震安全性)を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20	要求水準書(案)	9	賃金又は物価の変動に関する取り扱い	建設工事着手までの間(企画提案書提出から設計期間の終了までの間)の物価上昇分は、物価スライド(特例措置)に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 物価変動による競輪場再整備業務にかかる支払金額の見直しについては、優先交渉権者決定日を起算日として、建設物価調査会の示す物価指数の適用を基本とし、県が必要と認める場合はその他の物価指数の適用について協議を行うことを想定しています。
21	要求水準書(案)	15	事業統括管理責任者	・事業統括管理責任者に運営業務統括責任者と別の者を配置した場合、事業統括管理責任者は非常勤可の理解で宜しいでしょうか？ ・配置者は当該事業に関する具体的な実務経験(●●年以上など)は求められますでしょうか？	ご認識の通りです。 当該配置者に対し、具体的な実務経験年数は定めていません。要求水準書(案)や募集要項等の公表時に示す評価基準等を確認の上、業務の遂行にあたり適切な人員を配置してください。
22	要求水準書(案)	15	運営業務統括責任者	・配置者は当該事業に関する具体的な実務経験(●●年以上など)は求められますでしょうか？	当該配置者に対し、具体的な実務経験年数は定めていません。要求水準書(案)や募集要項等の公表時に示す評価基準等を確認の上、業務の遂行にあたり適切な人員を配置してください。
23	要求水準書(案)	15	運営業務副統括責任者	・配置者は当該事業に関する具体的な実務経験(●●年以上など)は求められますでしょうか？	当該配置者に対し、具体的な実務経験年数は定めていません。要求水準書(案)や募集要項等の公表時に示す評価基準等を確認の上、業務の遂行にあたり適切な人員を配置してください。
24	要求水準書(案)	16	監理技術者について	施工業務責任者と監理技術者・現場代理人は兼務は可能とのことですが、申請時と、実質の着工時とでの人員変更は可能でしょうか？ 又、申請時の候補者は何名まで可能でしょうか。	人員変更は原則不可です。 ただし、申請時点で監理技術者となる候補者を最大3名まで提出し、工事着工時には候補者のうちから監理技術者を配置してください。
25	要求水準書(案)	20	基本的考え方	工事内訳明細書の提出時期が記載されていますが、官庁積算は求めない、と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
26	要求水準書(案)	21	設計業務におけるコスト管理	コスト管理表を用いてコスト管理を行う各段階は、基本設計及び実施設計期間の各々1回と考えてよろしいでしょうか。	コスト管理表の提出時期は要求水準によります。 ただし、事業者は、契約締結から業務完了まで継続して、基本契約時に規定する事業費以下となるよう、コスト管理及びモニタリングを実施してください。
27	要求水準書(案)	21	施工期間におけるコスト管理	工事内訳明細書は、官庁工事積算ではなく、民間積算と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	要求水準書(案)	21	既存施設利用、工所用電力等	「建設企業が個別に業者と契約し、外部より引き込むこと」とあるが、工事期間中は競技運営は中止されているため、既存インフラから分岐して利用することを認めていただけますでしょうか。 なお、分岐に関する整備費用や、光熱水費(利用料)については、施工者負担と考えています。	「要求水準書 p21(3)その他 ③既存施設利用、工所用電力等」に記載を原則としますが既存インフラからの分岐しての利用については協議にて決定するものとします。
29	要求水準書(案)	23	設計業務に関する要求水準	北側敷地内の解体工事で、解体後の舗装の仕様に指定があればご教示ください。	北側敷地では場外発売を継続するために来場者の安全を確保できる仕様を事業者にて提案してください。
30	要求水準書(案)	23	設計業務に関する要求水準	設計業務の実施で必要となる各種調査業務をご教示ください。	縦横断測量図やボーリングデータ、アスベスト調査は追加で提示します。県が提供する参考資料及び別添資料以外に各種調査が必要と想定される場合は、事業者において調査費を見込んでください。
31	要求水準書(案)	23	設計業務に関する要求水準	想定している許認可申請等の手続きをご教示ください。	要求水準に記載の順守すべき法令等・参考とする基準等を参照してください。 開発行為に該当しないように提案してください。
32	要求水準書(案)	23	設計業務に関する要求水準	雨水排水ルートの調査は本事業敷地が対象、設計の対象は南側敷地のみでよろしいでしょうか。	原則南側敷地ですが、北側敷地に影響があると認められる場合は北側敷地も設計の対象となります。
33	要求水準書(案)	25	別工事について	本施設の工事期間中に予定されている別工事はあるのでしょうか。	現時点で別工事の予定はありません。
34	要求水準書(案)	25	業務内容(別工事)	「建設企業は、工事期間中に本施設の整備に関連して別工事が行われる場合には、当該別工事との調整に協力すること」とありますが、ご協力に際して別工事のために特別な措置が必要となった場合の実費及び工期は、別途清算としていただけますでしょうか。	現時点で別工事の予定はありませんが、別工事に対して事業者側で特別な措置が必要となり、過大な費用・工期の調整を生じる場合には協議にて決定するものとします。
35	要求水準書(案)	26	バンク整備における設計施工監理業務について	事業者が選定するバンク事業者が建設企業と資本関係にある場合、建設企業はバンク事業者に対し設計施工監理業務を行うことは可能でしょうか。	建設企業とバンク事業者の資本関係についての考慮は不要です。 また、バンクの設計施工監理業務については要求水準における記載を以下の通り改定いたします。 建築設計業務に、バンクの設計業務を含むものとする。 工事監理業務に、バンクの工事監理業務を含むものとする。 施工業務に、バンクの施工業務を含むものとする。
36	要求水準書(案)	27	施工業務に関する特記事項	「施設整備の実施に伴い発生する電気引き込み負担金、給水負担金、給水加入金及び下水道負担金等の各種負担金は、事業費に含むものとする」とありますが、利用である施設所有者の負担としていただけないでしょうか。	「要求水準書 p27(6)施工業務に関する要求水準 ③施工業務に関する特記事項 イ」のとおり各種負担金を見込んで事業費を算出してください。 本事業に係る各種負担金は、原則として事業者の負担としますが、事業者の責めによらない事由により生じた費用については県の負担とします。

37	要求水準書(案)	28	競輪場維持管理業務・競輪場運營業務に関する要求水準	令和9年10月以降に予定されている他場借上開催期間に関して、下記の理解で相違ないでしょうか？ ・借上開催に関する諸費用(借上げ先から請求される諸費用)は、奈良県様より借上げ先へ直接お支払いされる※事業者負担なし ・借上開催時の借上げ先での包括運營業務(現地の運営)は受託対象外	別添資料・参考資料を参照してください。 「(18)競輪場業務内容説明書」の【整備中】等をご確認ください。
38	要求水準書(案)	29	設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	「設備・什器・備品等の調達、設置、処分等に係る費用は委託料に含む」との記載がありますが、新規調達分に加え、既存施設からの移設に伴う取り外し・運搬・再設置・調整等に係る費用、および既存施設の解体により発生する不用残置備品の廃棄処分費用についても、すべて競輪場運營業務者の委託料(運営費)の範囲内で賄う必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、現時点で競輪事業に必要なない物品等について、今年度から県にて処分を行っています。
39	要求水準書(案)	29	設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	「設備・什器・備品等の調達、設置、処分等に係る費用は委託料に含む」との記載がありますが、対象物品は、一般的な事務什器にとどまらず、車券発売払戻機および関連するセンターシステム機器、映像放映装置・スタジオ機器・放送設備、審判機器・写真判定装置・電子トータルレータシステム等、競技運営に不可欠な専門設備・機器類もすべて含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	要求水準書(案)	29	設備・什器・備品等の調達等に関する要求水準	【書類記載文章】 既存施設で使用している設備・什器・備品等について、競輪事業に必要な物で、引き続き、使用が可能なものについては、県と協議のうえ、移転・保管し、使用できるものとする。 ―― ・競輪事業に関わる範囲で県所有の設備・機材に関するリストを開示頂けますでしょうか？(使用期間、メーカー等) ・整備期間中における物品等の一時保管・仮移転等の対応について、現状の想定場所や条件等はありませんでしょうか？また、それらに伴い発生する諸費用の負担区分をご教示願います。 (競輪開催関連、奈良支部選手会関連、その他県所有物等)	設備等の一覧については、募集要項等の公表時以降、可能な範囲で、提示できるよう検討しております。 物品等の一時保管・仮移転等の対応については、状況に応じて協議いたします。 また、移転、調達等にかかる費用については、要求水準書案のとおり、本委託料に含まれますが、選手会等の団体が所有する物品等については、各団体で移転してもらうことを想定しております。
41	要求水準書(案)	32	関係法令及び適用基準等	本事業の業務期間内に各最新版への適合を事業者が見直す記載がありますが、設計に関する関係法令等は設計業務期間中という理解でよろしいでしょうか。	競輪場再整備業務の期間中が対象です。
42	要求水準書(案)	33	ファンゾーン(民間提案エリア)	当該エリア整備費の負担区分に関して、付帯事業に該当しない範囲については、事業者負担ではなく、整備費に含める理解で宜しいでしょうか？ ※一方、付帯事業に該当する整備については、整備費に含めるのは不可であり、事業者の負担にて行う理解で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。
43	要求水準書(案)	34	バンクの整備	バンク整備の内容として、「バンク際通路の擁壁」が含まれておりますが、既存スタンドを撤去した後のバンク擁壁(特に東西側の高さが必要となる部分)に補強が必要となるかどうか、現時点では不明です。 1月の現地説明会の際に受領した追加資料(1_別添資料(9)既存施設図面_69_バンク)を拝見しましたが、バンク下の盛土の状況や土留め壁(計上、高さ、底板形状など)の詳細図が記載されていないため、現況把握ができません。 これ以上の追加図面がないとすれば、現況把握するためには、スタンド部分を一部撤去して、現況を目視して確認しなければならないため、今回の募集期間において調査を実施することは不可能と考えます。したがって、適切な補強を含む改修計画の立案及びコスト算出が不可能な状況です。 以上により、バンク部分の土留め壁の再構築(補強を含む)については、入札対象工事外とし、受注後の設計段階においての別途検討により費用算出し、追加工事対象としていただけますでしょうか。 もし、どうしても費用化が必要となる場合は、実施精算時に差額の増減対象とすることを前提に、入札時は事業主様より金額及び施工期間のご指定をお願いできますでしょうか。	別添資料・参考資料以外の追加資料はありません。 したがって、資料及び現地調査から想定出来るものを見込んで企画提案書及び事業費内訳書を作成してください。 実施方針に記載の予想されるリスクと責任分担表(案)に基づき、協議を行います。
44	要求水準書(案)	35	バンクの整備	バンク内の既設下水(雨)幹線は、現況配管を流用してよいか。	調査を行い、事業者提案の上、県と協議し決定します。
45	要求水準書(案)	35	既存防露ファン	既存防露ファンを再利用する場合、保管や設置後のリスク分担を明示願います。	既存防露ファンを再利用とする場合の保管についてのリスクは、保管場所までの運搬、養生、管理は事業者の負担とします。設置後のリスクは外的要因(設置時の落下や破損等)以外は発注者の負担とします。 保管場所については南側敷地を前提とし、その他を希望の場合は協議とします。
46	要求水準書(案)	36	建物の耐火性能	建築基準法を満たす仕様であれば、記載頂いている耐火性能外とすることは可能でしょうか。	関係規定を満たすことを確認のうえ、提案頂くことは可能です。
47	要求水準書(案)	36	新築計画(新スタンド)	「入場者数データ」がご提供可能であれば、ご提供をお願いしますでしょうか？	別添資料・参考資料を参照してください。
48	要求水準書(案)	36	構造	■で示されている構造種別が複数ある場合(例:女子宿舍; ■S造、■RC造)は、■の構造種別であればどれを選択しても良いという認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
49	要求水準書(案)	36	有窓階(消防法)	有窓階に■がされておりますが、計画内容によっては無窓階としても宜しいでしょうか。例えば、新スタンド棟の観客席部分はガラスを無窓階判定上計算に含むことができない為、有窓階とすることが困難となる場合がございます。	有窓階、無窓階の扱いについては関係規定を満たすよう、事業者にて適切な計画としてください。
50	要求水準書(案)	36	建築物の省エネ性能	ZEB化、ZEH化に向けた検討との記載がありますが、具体的なグレード等の想定はございますでしょうか。それとも事業者提案によるものでしょうか。	事業者提案によります。
51	要求水準書(案)	38	計画概要	改修建物(管理センター、選手宿舍、飛天交流館)の竣工時・改修時の図面をご提供頂く事は可能でしょうか。	別添資料・参考資料を参照してください。
52	要求水準書(案)	38	改修計画	改修工事期間中は管理センター、選手宿舍、飛天交流館の施設の利用は無いものとして考えて宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
53	要求水準書(案)	40	内装の要求水準	各室のブラインド等の設置、観覧席は不要と考えてよろしいでしょうか。その他不要な室があればご教示頂けないでしょうか。	事業者にて必要な仕様を見込んでください。
54	要求水準書(案)	41	構造計算	記載の「層間変形角は、原則として、制限値以下とすること」とは、建築基準法上の制限値を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
55	要求水準書(案)	44	構内配電・通信線路設備	電力は新スタンドへ引き込む計画とありますが、計画対象外となります北側の電力と今回計画部分の電力と別で引込みすることが可能という認識でよろしいでしょうか。(同敷地に2幹線引込みが可能という認識でよろしいでしょうか。)	施設整備後は北側敷地と南側敷地は別敷地となります。それぞれの敷地で1系統の引き込むことでよいです。

56	要求水準書(案)	44	将来導入太陽光	将来導入太陽光は高圧連系想定でしょうか。低圧連系想定でしょうか。また、低圧で容量が大きい場合はパワコンの置場等も必要となるため、ご想定ありましたらお教え下さい。	現時点での具体的な想定はありません。
57	要求水準書(案)	49、50	拡声設備、監視カメラ設備	今回の計画対象と対象外部分とをまたぐスピーカーや監視カメラがある場合は、配線切離しの上存置という考えでよろしいでしょうか。また、非常用放送や火災報知設備は切離しをしても今回計画において切離しを行っても、各々の敷地で成り立つものという認識でよろしいでしょうか。	既存の状況を調査の上、計画してください。施設整備後は北側敷地と南側敷地を切り離した状態でも機能が成立するようにしてください。
58	要求水準書(案)	52	太陽光発電設備	「各棟の屋上には・・」との記載ですが、各棟とは新築建物(新スタンド、女子宿舎、多機能棟)の3棟との理解で宜しいでしょうか。また、概ねの重量把握の為、想定されている容量があればご教示ください。	各棟とはご認識の通りです。参考計画図を参照し適宜容量を設定してください。
59	要求水準書(案)	58	昇降設備について	既存エレベーターのリニューアルとあるが、全撤去リニューアルと考えてよろしいでしょうか。	全撤去リニューアル(乗り場の枠、表示灯・ボタンの更新を含むリニューアル)としますが、既存の状況を確認し法令上の問題が無ければ部分リニューアルの提案も可とします。
60	要求水準書(案)	59	目隠し壁・門扉等	西スタンドのひな壇を残地することが可能であれば、西側の道路境界に沿って設置する計画の目隠し壁を中止して宜しいでしょうか。	目隠し壁は設置してください。
61	要求水準書(案)	61	既存埋設物(共同溝を含む)	バンク下の地下道には杭はないのでしょうか。	既存図によります。施工時に杭があることが判明した場合は別途協議とします。
62	要求水準書(案)	62	バンク整備について	既存バンクの形状・勾配等を維持しつつとありますが、路盤は残したままで良いのでしょうか。	要求水準に従い、最適な提案を行ってください。
63	要求水準書(案)	62	バンク整備について	舗装、基礎、排水施設等の変更・補修を行いとありますが、基礎の場所を明示願います。排水施設等とありますが、等とは具体的に何か明示願います。	センターポール及びバンク周囲のフェンスを想定していますが、既存図及び現地調査のうえ適切に見込んでください。 排水施設等とはバンクの側溝等を想定していますが、他に必要な排水施設は適宜計画してください。
64	要求水準書(案)	62	バンク整備について	屋外通路について、既存の地盤レベルを変えない計画とありますが、スタンド撤去の際にバンク盛土の擁壁は残したままで良いのでしょうか。	擁壁の調査を行い、事業者提案の上、県と協議し決定します。 なお、開発行為に該当しないように事業者にて提案してください。
65	要求水準書(案)別添資料	—	別添資料・参考資料	バンク内の噴水構造図をいただけませんか。	対象の図面が存在しないため現地調査にて適宜見込んでください。
66	要求水準書(案)別添資料(9)	—	地中埋設物	バンクの既存図面において、各所に山留設置の記載がありますが、この山留は撤去されているものと考えてよろしいですか。	既存図面および竣工年代を考慮した上で、存在すると推定されるものについては適宜見込んでください。
67	要求水準書(案)別添資料(9)	—	バンク図面	バンクエリアに下水道管が埋設されていますが、全撤去でしょうか。	利用状況を調査の上、事業者提案によります。
68	要求水準書(案)参考資料(13)	11	場内環境整備、補修等業務	「具体的な作業等」の〈例〉に「③ 大型看板等の取り付け、テレビの取り替え」とありますが、「テレビの取り替え」とは具体的にどういった作業を指しますでしょうか。	場内にあるモニター等が故障した場合の取り替え作業を指します。
69	要求水準書(案)参考資料(13)	24	ファン送迎バス運行业務	「バス利用者数データ」がご提供可能であれば、ご提供をお願いしますでしょうか。	別添資料・参考資料を参照してください。
70	要求水準書(案)参考資料(13)	25	ファンサービス・イベント等業務	「具体的な作業等」の最終行に「加えて、整備前の食堂に代わる機能として、来場者向け飲食提供を行うこと。」とありますが、こちらの売上・損益は事業者に紐づくということでしょうか。	ご認識の通りです。 飲食提供にかかる賃料等は協議とします。
71	要求水準書(案)参考資料(13)	32	場内外等清掃及びファン救護等業務	「具体的な作業等」の〈業務内容〉に「③ ファンの救護に関する業務(氏名・年齢等)」とありますが、「氏名・年齢等」というのは具体的に何を指しますでしょうか。	救護を行った方の氏名や年齢等を記録することを指します。
72	要求水準書(案)参考資料(13)	35	選手の食事供給業務	「業務内容」に「食堂内売店営業」とありますが、こちらの売上・損益は事業者に紐づくということでしょうか。	ご認識の通りです。 飲食提供にかかる賃料等は協議とします。
73	要求水準書(案)参考資料(13)	35	選手の食事供給業務	「具体的な作業等」の〈参考〉に「⑫ 関係者への食事を準備すること」とありますが、具体的にどの範囲が関係者となりますでしょうか。	JKA職員等の関係者を指します。
74	要求水準書(案)参考資料(13)	50	開催にかかる改修・修繕業務	「具体的な作業等」に「各年度、年間750万円を上限とし、」とありますが、こちらの金額は税込でしょうか、税抜でしょうか。	消費税及び地方消費税を含んだ金額です。
75	要求水準書(案)参考資料(13)	51	大型映像装置緊急保守点検業務	現在の大型映像装置一式のメーカー名、型番等をご教示願います。	大型映像装置のメーカー及び型番は以下のとおりです。 メーカー名:三菱電機株式会社、型番 :AVL-IDQ6
76	要求水準書(案)参考資料(13)	62	開催にかかる電話の設置	記者席に設置される電話機は既存のものが十分に在るという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
77	要求水準書(案)参考資料(13)	62	開催にかかる電話の設置	PBXの保守は運営事業者負担ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
78	要求水準書(案)参考資料(13)	62	開催にかかる電話の設置	現状は、何回線の契約となっていますでしょうか。	開催時に記者席に設置している電話等は2回線です。
79	要求水準書(案)参考資料(13)	66	ミッドナイト開催時の給品部運行业務	「具体的な作業等」に「必要物品販売のため管理棟内給品部の運営費(人件費相当分)を受託者が負担する。」とありますが、人件費以外の仕入れ代は事業者負担ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
80	要求水準書(案)参考資料(13)	77	受託場外車券売場に関する事務(受託場外)	「※送金業務は、ネットバンクサービスを利用する。」とありますが、ネットバンクの口座は事業者が用意するという認識でよろしいでしょうか。	送金の際の口座は、県の口座を利用いただきます。
81	事業概要	1	予算上限額	設計・施工(DB)の予算上限額について、解体費、新築費、改修費の算出根拠をご教示ください。また、解体費について既存建物内の備品等の産廃費は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	各費用は事業者の提案で算出ください。既存建物内の備品については、既に使用していない備品の廃棄については県負担で実施し、現在利用している備品の廃棄については運営事業者の負担によります。
82	事業概要	2	管理運営ゾーン	北西(スタンド棟外左側)の管理運営ゾーンに関して、「原則建築物の新設等は行わないこと。」と記載がありますが、競輪事業に影響がないことを前提に、提案範囲に含めることは可能でしょうか。	当該管理運営ゾーンについては、一部借地が含まれ、将来的な返還を想定しているため、大規模な建築物・工作物等を設置しないこととしています。返還時に支障が生じない範囲での提案は可能です。
83	事業概要	2	西側道路のセットバック	現地説明会にて西側道路セットバック(1m)のお話がありましたが、セットバックを必要とする範囲をご教示ください。	範囲は別添資料を参照してください。
84	事業概要	5	解体計画	西スタンドの解体に際し、地上部の通行が確保できれば、ひな壇を残し上部上屋のみ撤去とすることは可能でしょうか。	県としては想定していませんが、要求水準に示す事項については同等以上の性能であることを説明したうえでその内容について県と協議を行い県が認めた場合採用できるものとします。
85	事業概要	5	バンク擁壁	バンク改修にカント部擁壁工事と記載がありますが、バンクは既存擁壁等の工作物を含めて撤去し擁壁から新設するとの理解でよろしいでしょうか。また、擁壁は盛り土と読み替えてもよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとしますが、開発行為に該当しない計画としてください。

実施方針等に関する意見に対する回答

No	書類名	頁	項目名	意見内容	回答
1	実施方針	2	事業スケジュール	DBO方式を採用した事業者選定プロポーザルで、入札公告から提案書提出までの期間が2.5ヶ月は、検討及び資料作成の期間が短く、精度の高い提案、工事費の算出が難しいと考えます。よりよい提案で競輪場の発展に寄与できるよう、期間の延長をご検討頂けないでしょうか。	事業者募集の公告について、関係手続きを経た上で、速やかに公表できるよう準備を進めていきたいと考えております。 また、事業者様のご意向や事業を取り巻く状況を勘案した結果、6月中旬を予定していた企画提案関係書類の受付締切を、7月上旬から中旬に順延する方向で検討を進めております。
2	実施方針	8	審査の方法	参加申請の関係上、履行実績の内容・評価基準の早期公表をお願い致します。	評価基準に関する現時点の検討状況として、評価基準(案)概要を公表済みです。県HPにてご確認ください。
3	実施方針	9	募集及び選定に係るスケジュール	本事業は、運営事業者が代表企業となり、設計・建設企業と一体で実施するDBO方式であると承知していますが、現在提示されている公募公告から企画提案書提出までの期間は、当該事業の特性を踏まえると極めて短期間であり、参画に向けた体制構築や検討の時間が十分に確保できない状況です。 特に、設計・建設企業からは、資材価格の変動や労務需給の逼迫により、協力業者からの見積徴収に従来以上の時間を要するとの見解が示されており、現行スケジュールでは精度の高い積算が困難であるとの声が上がっています。 このままでは、事業参加を前提とした共同企業体の組成そのものが難しくなり、結果として提案機会を逸するおそれがあります。 つきましては、設計・建設企業の実務的な積算作業の期間を十分に確保し、関係事業者が前向きに参画できるよう、公募開始から企画提案書提出までの期間について、再設定をご検討いただきたく存じます。	事業者募集の公告について、関係手続きを経た上で、速やかに公表できるよう準備を進めていきたいと考えております。 また、事業者様のご意向や事業を取り巻く状況を勘案した結果、6月中旬を予定していた企画提案関係書類の受付締切を、7月上旬から中旬に順延する方向で検討を進めております。
4	実施方針	9	募集及び選定に係るスケジュール	①貴県過去事例ですが、奈良県営プール跡地活用プロジェクト(奈良コンベンションセンター)の際の公募スケジュールを確認いたしましたところ、2015/7/13の実施方針・要求水準書(案)の公表、2015/10/23の入札説明書の公表を経て、2016/2/22の入札及び提案書類の受付、となっております。 ②実施方針・要求水準書(案)の公表から提出まで7か月、入札説明書(公告)から4か月のスケジュールで公募されていることとなりますが、今回のスケジュールは、実施方針・要求水準書(案)の公表から5.5か月、公告から2か月強となっており、それぞれ1.5～2か月程度短くなっています。 ③2024年には、政府の「働き方改革」による就業時間の規制強化の影響もあり、提案書提出までに要する期間が長くなる傾向にありますが、本件では逆に公募期間が短縮されていることで取り組み体制の構築に苦慮しております。 ④一方、P12「(7)事業スケジュール」においては、「令和12年度内に開催を予定している国民スポーツ大会リハーサル大会で使用できることを目標とする」との記載があり、建物の使用開始目標が定められています。 ⑤リハーサル大会については、例年、前年の秋(9月、10月)の開催となっており、本件においても令和12年10月頃の実施と考えると、3か月の準備期間を確保したとしても、令和12年6月に本施設が完成すれば目標が達成されと考えられるため、全体的に3か月程度のスケジュール修正(延伸)が可能と考えます。 ⑥公表資料等が修正されるとそれまでの事前検討内容も修正を行う必要があります。提案書作成にも影響しますので、すべての公表資料が確定する「公告日」から提出までの期間の確保をお願いします。 ⑦今回の募集期間が極端に短いため、詳細に施設構成を検討する期間が取れず、また正確な工事価格を算出できないため、結果して予定価格を上回る価格提示とならざるを得ない可能性があります。 ⑧公募スケジュール期間を3か月程度延伸させたとしても、最終的に国民スポーツ大会リハーサル大会の開催目標を達成できると考えますので、今一度、公募スケジュール期間を3か月程度延伸させることを強く要望いたします。	事業者募集の公告について、関係手続きを経た上で、速やかに公表できるよう準備を進めていきたいと考えております。 また、事業者様のご意向や事業を取り巻く状況を勘案した結果、6月中旬を予定していた企画提案関係書類の受付締切を、7月上旬から中旬に順延する方向で検討を進めております。
5	実施方針	11	参加資格審査申請書関係	バンク等は非常に特殊な工事であり、会社実績や経験をした配置予定者が少ないため当該実績を参加申請書の履行実績や配置技術者実績の評価項目の対象としないいただきたい。	現時点では、バンク整備に限定した実績を評価項目の対象とはしていません。 公表済みの評価基準(案)概要をご確認ください。